添付法令資料２：

韓国地域文化振興法（目次）

2014 年 1 月 28 日法律第 12354 号により制定　2014 年 7 月 29 日施行

第 1 章　　総則（第 1 条ないし第 6 条）
第 2 章　　地域の生活文化振興（第 7 条ないし第 9 条）
第 3 章　　地域の文化振興基盤構築（第 10 条ないし第 13 条）
第 4 章　　文化都市・文化地区の指定及び支援（第 14 条ないし第 18 条）
第 5 章　　地域文化財団の設立等（第 19 条ないし第 22 条）
第 6 章　　補則（第 23 条）
第 7 章　　罰則（第 24 条）
附則

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所